

県営明野住宅建替事業 実施方針 新旧対照表（令和4年10月14日修正）

頁	大項目	中項目	小項目	項目	旧	新
8	2	(1)	エ		<p>エ 選定委員会の設置と評価</p> <p>県は、学識経験者及び県職員等から構成される「県営明野住宅建替事業に伴う事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。</p> <p>なお、選定委員会の委員については、事業者選定後に明らかにする予定である。</p>	<p>エ 選定委員会の設置と評価</p> <p>県は、学識経験者及び県職員から構成される「県営明野住宅建替事業に伴う事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。<u>なお、学識経験者は住宅地マネジメント・団地再生、子育て支援・高齢者福祉、経済を専門とする。</u></p> <p>なお、選定委員会の委員については、事業者選定後に明らかにする予定である。</p>
13	2	(3)	イ	(イ) a	<p>a 設計企業</p> <p>設計企業が1社で業務を実施する場合は、次の(a)～(f)の要件をすべて満たすこと。複数の設計企業で業務を分担する場合は、統括する設計企業を置くものとし、統括する設計企業は、次の(a)～(f)の要件をすべて満たし、その他の設計企業は、少なくとも(a)及び(b)の要件を満たすこと。</p>	<p>a 設計企業</p> <p>設計企業が1社で業務を実施する場合は、次の(a)～(f)の要件をすべて満たすこと。複数の設計企業で業務を分担する場合は、統括する設計企業を置くものとし、統括する設計企業は、次の(a)～<u>(e)</u>の要件を満たし、その他の設計企業は、少なくとも(a)及び(b)の要件を満たすこと。</p>
15	2	(3)	イ	(イ)	<p>・本業務の契約締結日において、他の工事に従事していないことが確認できる者であること。</p>	<p>・本業務の<u>工事着手日</u>において、他の工事に従事していないことが確認できる者であること。</p>